



栃木県公報

平成28年
4月26日(火)
号外
第37号

目 次

調達等公告

○入札公告（特定調達公告（PFI事業））	1
----------------------	---

調達等公告

○入札公告（特定調達公告（PFI事業））

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年4月26日

栃木県知事 福田富一

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業
- (2) 事業内容 入札説明書による。
- (3) 事業期間 事業契約締結の日から平成48年3月31日まで
- (4) 事業場所 宇都宮市今宮4丁目
- (5) 予定価格 32,360,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
ただし、運営・維持管理費等の予定価格は11,777,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する者の構成等

- ア 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（以下「本事業」という。）の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、新体育館、屋内水泳場、外構等（以下「本施設」という。）の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、本施設の運営業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）及び本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）を含むグループ（以下「参加グループ」という。）であること。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、同一の者又はその者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定にする子会社をいう。以下同じ。）若しくは親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）が、建設に当たる者と工事監理に当たる者を兼ねることはできない。
- イ 参加グループを構成する者は、参加表明書等（入札説明書に定める入札参加表明書等の提出書類をいう。以下同じ。）の提出時に構成員（本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、かつ、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下イ及びウ並びに(2)において同じ。）又は協力企業（構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。(2)において同じ。）のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- ウ 入札参加者は、参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業（参加グループを代表する企業をいう。）を定め、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。

(2) 入札参加資格要件（共通）

構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たす者であること。

- ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ウ 参加表明書等の提出締切日から入札提出書類の提出締切日までの間ににおいて栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日付け監第299号県土整備部長通知）及び栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- キ 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ク 最近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ケ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は第4号に該当しない者であること。
- コ 栃木県が本事業について、アドバイザリー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社、みずほ総合研究所株式会社がアドバイザリー業務の一部を委託している株式会社昭和設計及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの企業と資本面で関連のある者（当該企業の100分の50を超える株式を有する者又は当該企業にその出資総額の100分の50を超える出資をしている者及び当該企業が100分の50を超える株式を有する者又は当該企業が出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。以下同じ。）又は人事面で関連のある者（代表権を有する役員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）でないこと。
- サ 本事業に係る他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。
- シ 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面で関連のある者若しくは人事面で関連のある者でないこと。

(3) 入札参加資格要件（業務別）

ア 設計に当たる者

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第139号。以下「測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格」という。）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (ウ) 平成3年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び都道府県出資公社発注の業務委託料500万円以上の新築建築物の実施設計実績（国、特殊法人等及び都道府県によるPFI事業（PFI法第7条の規定により選定された事業をいう。）における構成員又は協力企業としての当該実施設計実績を含む。）を有すること。
- (エ) 平成3年4月1日以降に完成引き渡しが完了した実施設計実績（共同企業体の構成員としての実施設計実績を含む。）であって、次に掲げるいずれかの実施設計実績を有すること。ただし、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者が当該実施設計実績を有すればよいものとする。
- a 25m以上の屋内の公認プール施設（公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則に規定するプールをいう。以下同じ。）の実施設計実績
- b 延床面積5,000m²以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するものに限る。以下同じ。）の実施設計実績

イ 工事監理に当たる者

アの設計に当たる者と同様の要件を満たす者であること。

ウ 建設に当たる者

(ア) 建築工事に当たる者

- a 平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第138号。以下「建設工事に係る競争入札参加資格」という。）に基づき、建築一式工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値（P）が1,400点以上であること。ただし、建築工事に当たる者が複数であって、そのうちの一の者の当該総合評定値（P）が1,400点以上である場合は、他の者の当該総合評定値（P）は770点以上であればよいものとする。
- c 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の建築一式工事の実績を有すること。
- d 平成8年4月1日以降に元請として完成引き渡しが完了した施工実績で、次に掲げるいずれかの施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。）を有すること。ただし、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者

が当該施工実績を有すればよいものとする。

(a) 25m以上の屋内の公認プール施設の施工実績

(b) 延床面積5,000m²以上の屋内スポーツ施設の施工実績

(イ) 電気設備工事に当たる者

a 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、電気工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

b 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な電気工事の総合評定値(P)が830点以上であること。

c 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の電気設備工事実績を有すること。

(ウ) 機械設備工事に当たる者

a 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、管工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

b 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な管工事の総合評定値(P)が780点以上であること。

c 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の機械設備工事実績を有すること。

(エ) 土木工事に当たる者

a 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、土木一式工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

b 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な土木一式工事の総合評定値(P)が900点以上であること。

c 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の土木一式工事実績を有すること。

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる者以外の者

建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

エ 運営に当たる者

(ア) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加者資格を有するものと決定された者であること。

(イ) 平成8年4月1日以降に、屋内プール、体育館、トレーニングジム又はフィットネススタジオのいずれかに係る1年以上の運営実績を有すること。ただし、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者が当該運営実績を有すればよいものとする。

オ 維持管理に当たる者

(ア) 競争入札参加者資格等に基づき、入札参加者資格を有するものと決定された者であること。

(イ) 平成8年4月1日以降に、屋内プール、体育館、トレーニングジム又はフィットネススタジオのいずれかに係る1年以上の維持管理実績を有すること。ただし、維持管理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者が当該維持管理実績を有すればよいものとする。

カ アからオまでに掲げる者以外の者

次のいずれかに基づく入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(ア) 測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格

(イ) 建設工事に係る競争入札参加資格

(ウ) 競争入札参加者資格等

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁舎本館13階

栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室

電話028-623-2593

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成28年4月27日から同年10月7日までの間において栃木県ホームページからダウンロードすることができる。

URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h13/index.html>

(3) 参加表明書等の提出

入札参加者は、次のとおり参加表明書等を提出し、入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けること。

ア 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法

平成28年7月13日から同月15日までの日の午前9時から午後4時までに電子入札システムにより提出した上、(1)の場所に持参又は郵送すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、あらかじめ承諾を得た上で、持参又は郵送のみにより提出することができる。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、同期間に内に必着すること。

イ 確認結果の通知 郵送（平成28年7月25日に発送）により通知する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

(3)のイにより入札参加者に必要な資格を有する旨の確認を受けた入札参加者は、次のとおり入札書及び提案書（図面等を含む。以下「入札提出書類」という。）を提出すること。

ア 入札提出書類の提出期間及び提出場所

平成28年10月5日から同月7日までの日の午前9時から午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、(3)のアにより電子入札システムにより難いとして、承諾を得た場合は、(1)の場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、同期間に内に必着すること。

イ 開札の日時及び場所

平成28年11月15日午後3時 栃木県庁舎東館3階入札室2

なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わないものとする。

(5) 入札方法 1の(1)の事業名で総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札として行うものとする。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札参加者に必要な資格のない者が入札したもの

イ 虚偽の参加資格確認申請等を行った者が入札したもの

ウ 入札提出書類が所定の日時までに到着しないもの

エ 同一の入札に2人以上の代理をした者から入札書が出されたもの

オ 同一の入札に他の入札参加者の代理をした者から入札書が出されたもの

カ 同一の入札に同一の入札参加者から2通以上の入札書が出されたもの

キ 入札提出書類に必要な記名押印のないもの

ク 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

ケ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの

コ 入札参加者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの

サ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 審査

入札提出書類をもって入札に参加し、予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案について、検討委員会は、アの基準に従い算出して得た性能評価点及びイの基準に従い算出して得た価格評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最大となる提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価点が最も高い提案が複数あるときは、性能評価点が最も高いものを最優秀提案とする。総合評価点が最も高い提案が複数あったときにおいて、当該複数の提案に係る性能評価点が同点のときは、当該提案を行った入札参加者にくじを引かせ最優秀提案を選定する。

ア 性能評価点

予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案内容について(ア)から(ハ)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を性能評価点（最大600点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.75、C評価0.50、D評価0.25又はE評価0.00を乗じて得た値とする。

- (ア) 事業の取組方針及び実施体制 配点30点
- (イ) 資金計画及び収支計画 配点30点
- (ウ) リスクへの対応 配点30点
- (エ) 県内企業等の活用 配点30点
- (オ) 県産材等の活用 配点30点
- (カ) 施設整備計画コンセプト 配点20点
- (キ) 全体配置計画 配点20点
- (ク) 諸室計画（全体） 配点20点
- (ケ) 諸室計画（新体育館及び関連諸室） 配点20点
- (コ) 諸室計画（屋内水泳場及び関連諸室） 配点20点
- (サ) 諸室計画（トレーニング室・多目的スタジオ・幼児体育室） 配点20点
- (シ) 社会性 配点30点
- (ス) 環境保全性 配点30点
- (セ) 構造計画、防災性及び防犯・安全性 配点20点
- (リ) 経済・保全性 配点30点
- (タ) ユニバーサルデザイン 配点20点
- (チ) 安全性・工期に配慮した施設整備計画 配点30点
- (ツ) 開業準備業務 配点10点
- (テ) 運営・維持管理業務の取組方針及び体制 配点20点
- (ト) 運営スケジュール及び利用料金 配点20点
- (ナ) 総合管理業務 配点10点
- (ニ) 広報・PR業務 配点10点
- (ヌ) スポーツ・健康づくり事業等運営業務及びトレーニング指導業務等 配点30点
- (ヌ) 維持管理業務 配点20点
- (リ) 修繕・更新業務 配点20点
- (ハ) 自由提案事業 配点30点

イ 価格評価点

次の式により算定して得られた値を価格評価点とする。

価格評価点（最大400点） = 400点 × 提案のうち最も低い入札価格（入札が無効な者の入札価格を除く。）
÷ 当該入札参加者の入札価格

(6) 落札者の決定方法

(5)の最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他

ア 提案書のヒアリング 提案書のヒアリングを行う。

イ 費用負担 入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

ウ 入札提出書類の取扱い

提出された入札提出書類については、変更できないものとし、また、返却しないものとする。

エ 栃木県が提示する資料の取扱い

栃木県が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ (3)のカの入札参加資格を有しない者の参加

(3)のカの入札参加資格を有しない者も3の(3)により参加表明書等を提出することができるが、入札に参加するためには、3の(3)のアの参加表明書等の提出期間の末日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

カ 基本協定の締結 栃木県と落札者は、落札者決定後、基本協定を締結するものとする。

キ SPCの設立

落札者は仮契約締結までに会社法に定める株式会社としてSPCを設立しなければならない。

ク 契約

この入札による契約は、PF1法第12条の規定による栃木県議会の議決を要する。栃木県は、キにより基本協定を締結した落札者が設立したSPCと仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で

契約を確定する。

ヶ その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) The name of the project

Comprehensive Sports Zone East Area Development Project

(2) The deadline for documents of intent on bidding participation

4:00 PM, July 15, 2016

(3) The deadline for bidding documents and proposal documents

4:00 PM, October 7, 2016

(4) Information available at:

General sports zone maintenance office,

Department of land development, Tochigi prefecture

Tochigi Prefectural Main Office, 13th floor

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2593

(総合スポーツゾーン整備室)